平成２８年（フ）第８６号
福島県郡山市大槻町字小山田西13番地　市営住宅２－４－１－７
債務者　渡辺万希子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
福島県須賀川市浜尾字民南185番地
債務者　吉田　由香
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
神戸市西区秋葉台３丁目16番地の５
債務者　**眞**野惠美子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
神戸市西区中野２丁目１番地の９　フリーウェイノノイケ210号、前住所兵庫県姫路市別所町別所1659番地
債務者　構　　俊介
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
兵庫県明石市松が丘１丁目２番１―210号
債務者　石本　増美
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１８６号
神戸市西区北別府２丁目９番地の２　ビバーチェ21―101号
債務者　岡本　直美
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
兵庫県明石市林３丁目１番40号
債務者　藤井愛優美
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
山口県周南市城ヶ丘４丁目10番14号
債務者　児玉　孝子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第２３１号
沖縄県那覇市首里大名町３丁目64番地
債務者　渡久地　洋
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３６０号
千葉県流山市東初石１丁目525番地の70
債務者　羽鳥　千夏
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３６９号
千葉県松戸市五香六実249番地の11　第一青木マンション409号
債務者　三浦満喜子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１０５号
青森県青森市浪岡大字北中野字天王157番地１
債務者　山内　敏彦
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１００号
広島県福山市神辺町字上御領799番地４
債務者　ドリームこと　笠原　昌人
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第７３３号
名古屋市東区山口町16番20号　ロジェ・エスト601号
債務者　池田　　裕
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６４９３号
東京都大田区蒲田１丁目26―16　谷川荘５号
債務者　篠原　　力
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５０８号
東京都江東区大島４丁目１－６―958
債務者　佐藤　立樹
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５０９号
東京都町田市木曽東４丁目６―421
債務者　関澤みのりこと　谷口みのり
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部